

「国の行政の業務改革に関する取組方針」に基づく BPR等の取組状況

1. 総務省は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月総務大臣決定)に基づき、各府省と協力しながらBPR(※)に取り組んでいる。

(※) Business Process Reengineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)

既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、国民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組

2. 今般、取組方針に基づき、BPR等の業務改革の取組状況を公表するもの。

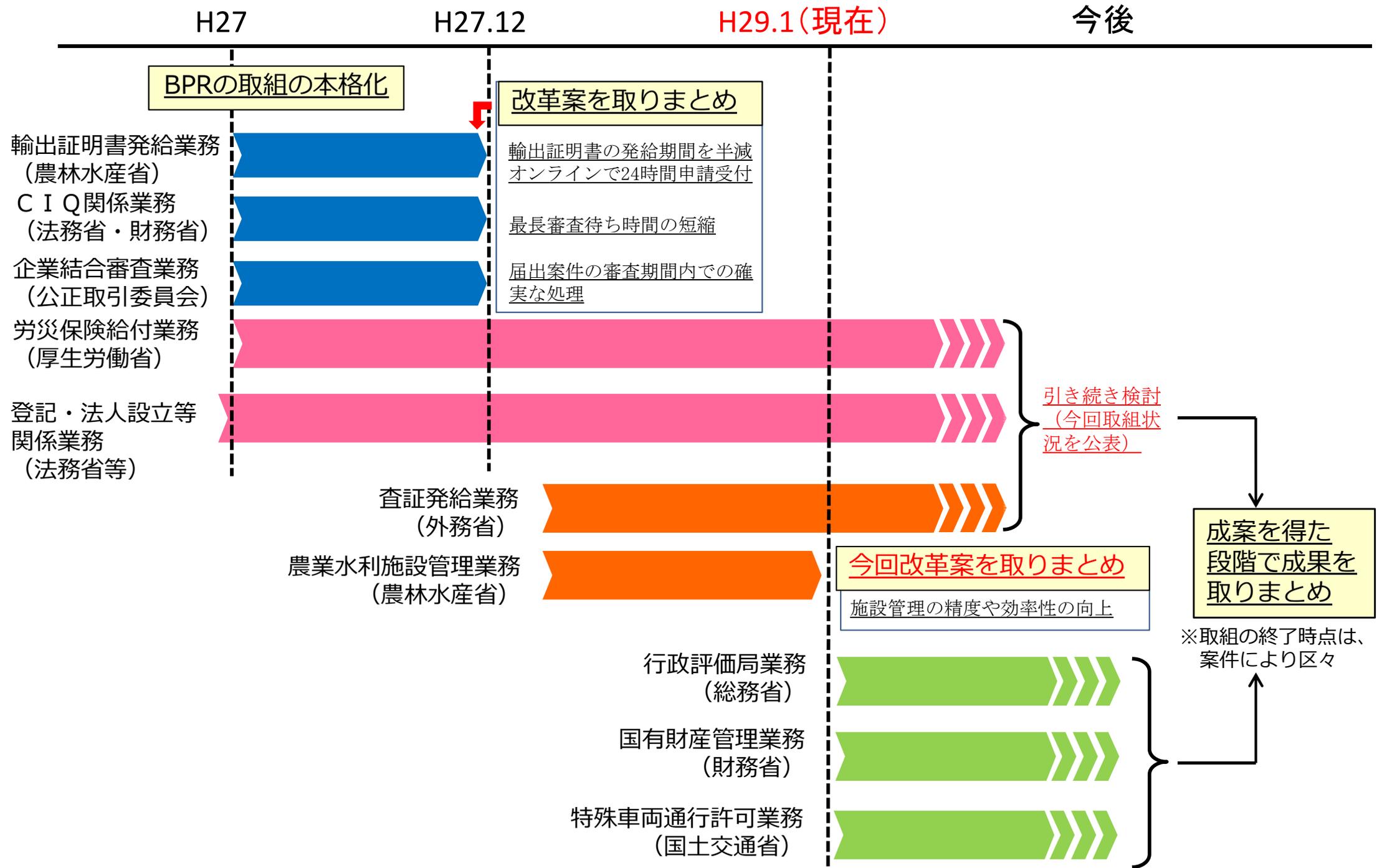
①農業水利施設の管理業務 …… 改革案をとりまとめ <3ページ>

②労災保険給付業務、査証発給業務、登記・法人設立等関係業務、 ……検討状況をとりまとめ。引き続き検討
<4~6ページ>

③その他の業務改革(貸切バス事業者に対する監査の効果的かつ効率的な実施、「働き方」の変革のためのオフィス改革)
<7ページ>

④新たにBPRに取り組む業務(行政評価局業務、国有財産管理業務、特殊車両通行許可業務)<8ページ>

BPRの対象事業



1. 農業水利施設管理業務の改革について

<取組の概要と課題>

全国の農業水利施設の老朽化に伴い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減が課題となっていることから、施設管理に使用するデータベースの刷新と関係業務の見直しにより、機能診断・機能保全計画策定等の機能保全対策の効率化を図る。

農業水利施設（水路、ポンプ等） 1万2362施設

<主な取組事項>

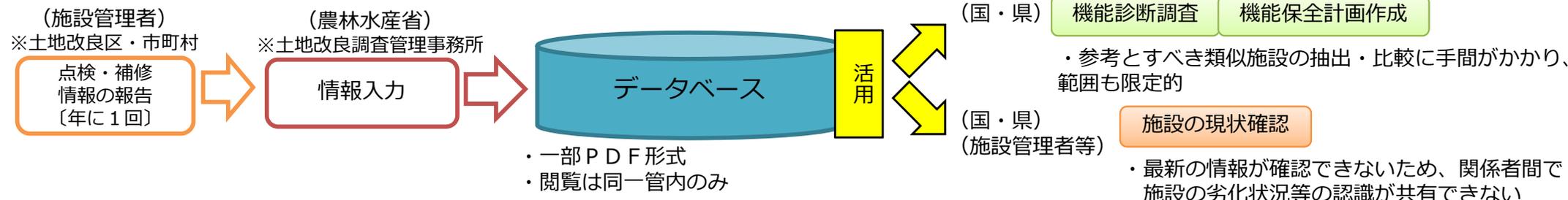
- データベースの改修、運用改善
 - ・他の農業水利施設の補修内容等を全国横断的に抽出・比較できる機能の導入
 - ・検索・加工が可能なデータ形式への移行
 - ・施設管理者が点検・補修情報をその都度自ら更新

<主な効果>

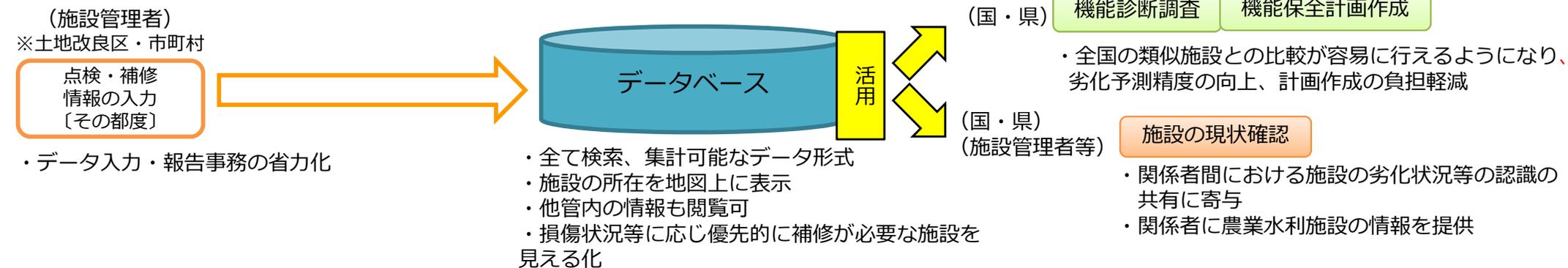
- 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減、業務の効率化、利便性の向上
 - ・類似の条件（地理的条件等）を有する他の農業水利施設の情報を加味することにより、機能診断調査における劣化予測の精度向上
 - ・国・施設管理者など関係者間における施設の劣化状況等の認識の共有
 - ・機能保全計画作成、データベース入力等の業務負担が軽減
 - ・関係者に農業水利施設の情報提供が可能に

業務プロセス（概要）

<BEFORE>



<AFTER>



工程表

データベースの改修、運用改善
(操作性の向上やデータベースのデータ形式の改善、分析ツールの充実等)



2. 労災保険給付業務の改革について（検討中）

<業務の概要>

労働者が仕事や通勤が原因で負傷、死亡等した場合に、迅速かつ公正な保護をするため、被災者やその遺族の請求を受けて必要な労災保険給付を行う業務

<背景>

労災認定に当たっての調査等が困難なため請求から決定までに長期間を要する脳・心臓疾患、精神障害に係る事案が増加しており、調査の迅速化が課題となっている。

※脳・心臓疾患、精神障害事案の状況

①請求件数

平成17年 1,525件
平成27年 2,310件（51%増）

②標準処理期間(療養補償給付及び休業補償給付に限る。)

脳・心臓疾患：6か月
精神障害：8か月
上記以外（疾病を除く）：1か月

<改革の視点>

当初の視点

- 請求から決定までの期間の短縮
- 請求人の負担軽減

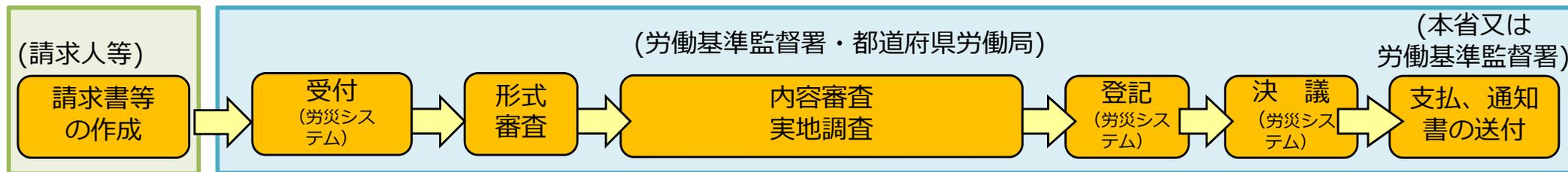
検討過程で追加

- 労働災害に関するPDCAサイクルの実現

<改革事項（検討中）>

- 事務処理の見直し（業務実態の調査分析中）
審査体制の見直し（一部実施済）
- マイナンバーを活用した添付書類の削減（一部実施済）
- 労災保険給付情報を労働災害の未然防止・再発防止に活用（実態把握中）

(業務プロセス)



- ①マイナンバーを活用した添付書類の削減

- ②業務実態の把握・分析を踏まえた事務処理の見直し、審査体制の見直し
③労災保険給付情報を労働災害の未然防止・再発防止に活用

検討状況

- ・住民票を不要に（実施済）
- ・厚生年金額が分かる書類を削減予定（平成29年度末）

都道府県労働局署における脳心・精神事案の事務処理状況を調査。

平成29年1月から事案ごとに分析、現地ヒアリング

（把握事項）

- ・処理に時間を要している事案の原因分析
- ・事務取扱手引等と異なる処理をした事案の分析や好事例の収集
- ・労災保険給付情報の監督指導等業務への提供・活用状況

改善方策の検討(29年度)

- ・事務処理の見直し
- ・労災保険給付情報の有効な活用方策の検討
→必要に応じて、事務取扱手引等の見直し、システムの改修への反映
※審査体制の見直しは実施中(労働局に特別労災認定指導官を配置して労基署への指導体制強化、業務量に応じた局署間の調査官の再配置)

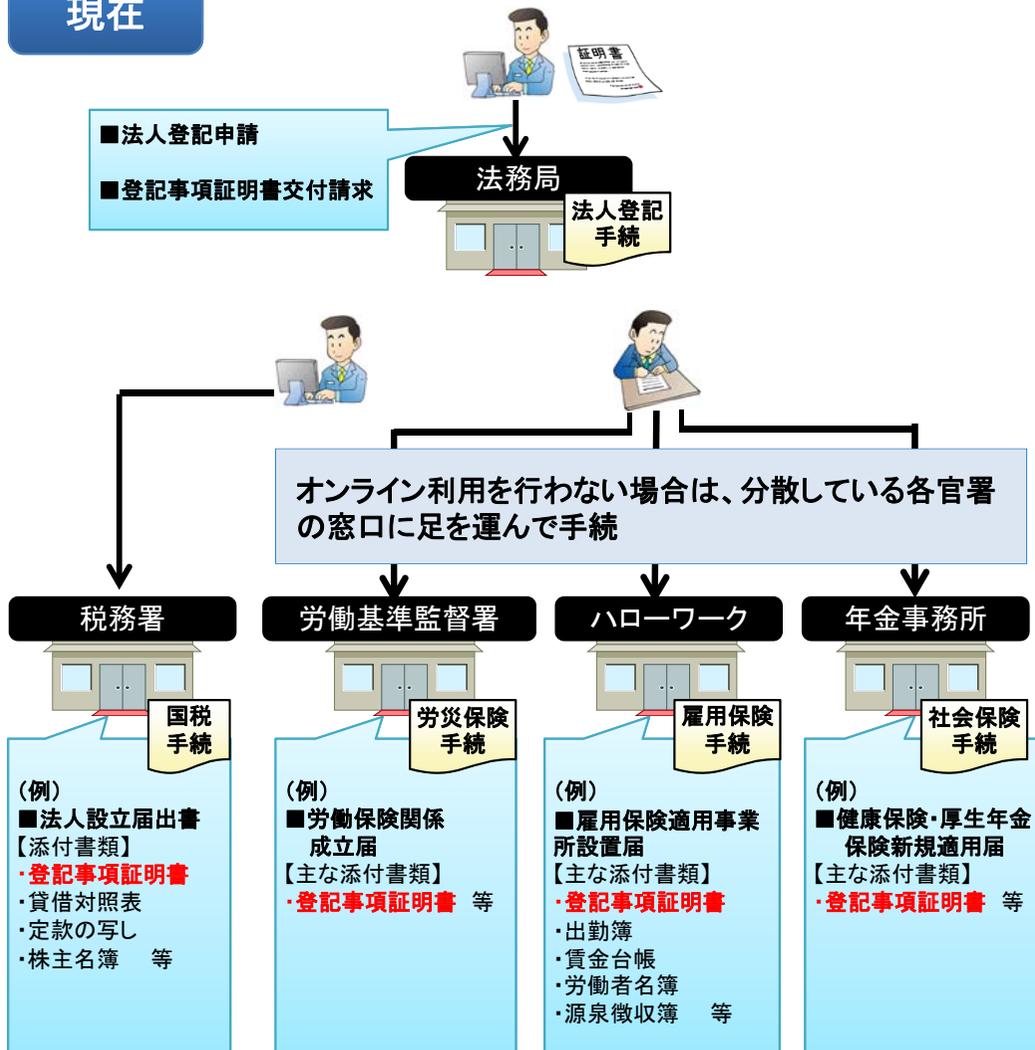
4. 登記・法人設立等関係業務の改革について（検討中）

<概要>

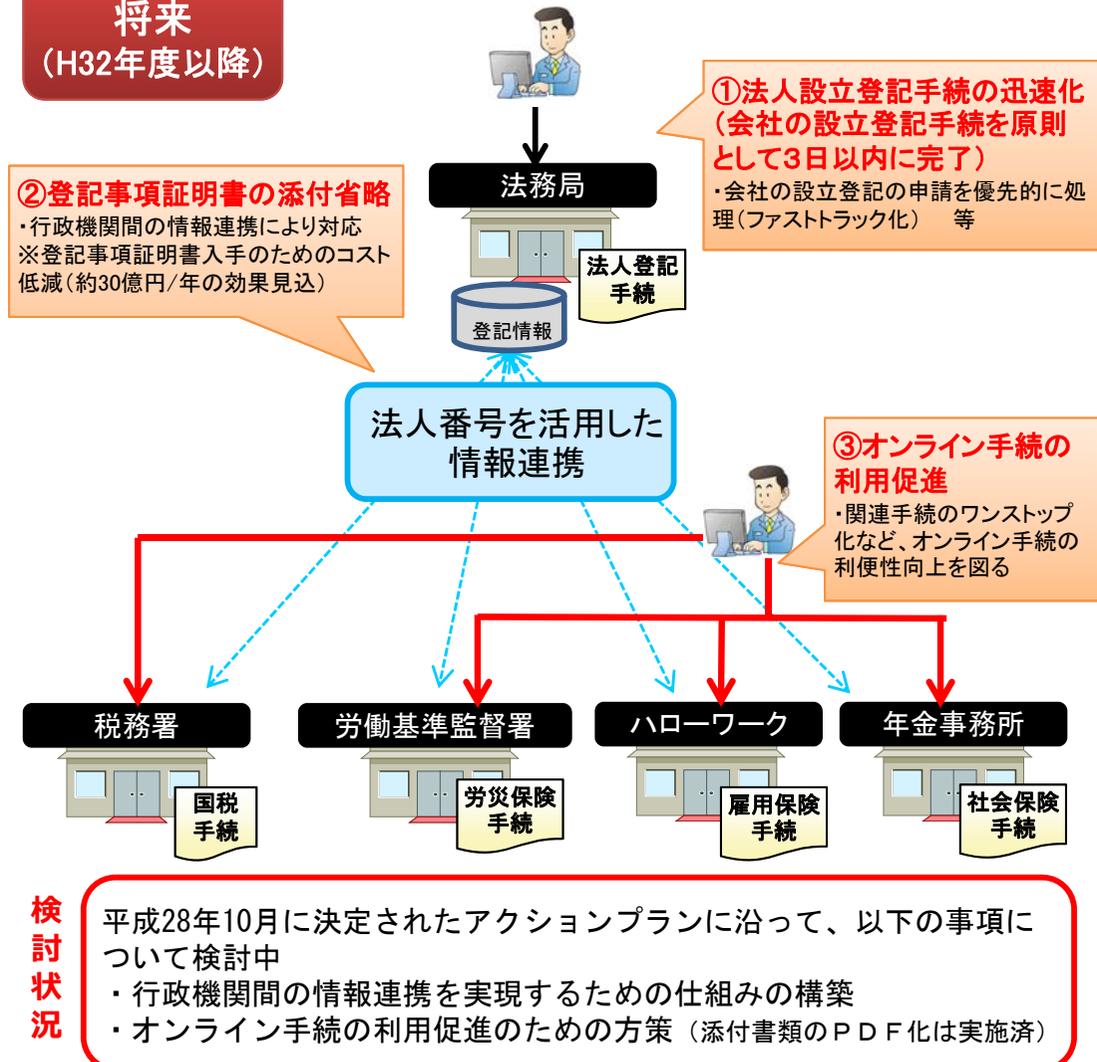
企業が活動しやすいビジネス環境整備を図るため、法人設立等関係手続における手続の簡素化及び迅速化に取り組む。

（手続の際の登記事項証明書の添付省略、法人設立登記手続の迅速化及びオンライン手続の利用促進等）

現在



将来 (H32年度以降)



5. その他の業務改革の取組について

貸切バス事業者に対する監査の効果的かつ効率的な実施（国土交通省）

<業務の概要と課題>

平成12年の規制緩和以降、監査（安全・安心な事業運営の確保のため、関係法令の遵守状況等をチェックする業務）体制の見直しを行ってきたところだが、貸切バス事業者数はおよそ倍増し、監査による法令違反の是正や、不適格者の排除が十分に行えない状況であった。

このため、貸切バス事業者のチェックを効果的かつ効率的に行えるよう業務改革に取り組む。

(※)貸切バス事業者数 H11:2,236社 ⇒ H27:4,508社
監査件数 H17: 494件 ⇒ H27:2,199件

<主な改革事項>

- 監査の迅速化・重点化
 - ・ 通報・違反歴等に基づく要監視事業者リストの活用
 - ・ 民間指定機関の巡回指導による監査業務の補完
- 監査事務の効率化
 - ・ 決裁事務の行程の見直し
 - ・ 違反の判定、書類作成等へのICTの活用
- 指摘事項確認監査（監査後、直ちに是正状況の確認をするための監査）の実施
- 事業許可の更新制の導入、安全投資計画及び収支見積書の審査

これらに関連し、
道路運送法を一部改正（H28.12）

<改革の主な効果>

- 事業者に対する確認頻度の向上
（国による監査と民間指定機関による巡回指導をあわせ、原則として1年で全ての事業者の営業所を確認）
- 監査の実施から処分・警告までの期間短縮
- 法令違反の早期是正
- 不適格者の適切な排除

「働き方」の変革のためのオフィス改革（総務省）

<取組概要>

限られた職員数で効率的に業務を行うため、総務省行政管理局において、無線LANの活用、グループ座席（※）の導入、紙資料の電子化などのオフィス改革に取り組み、多様な働き方を可能とし、かつ職員の働き方の意識改革を進める環境づくりを推進中。

(※職員の固定席を設けずグループ内で柔軟に席を変更できる形態)

<主な改革事項>

- 個人デスクの廃止・チーム型テーブルの設置
- 共用のミーティングスペース（オープン形式）を拡充
- 紙資料の電子化の徹底（無線LAN接続可能なPC端末の活用、ミーティング用大型モニターの導入等により効率的な情報共有・可動的な働き方を後押し）

総務省では、無線LAN環境（一部フロア）、テレワーク用外部接続環境、個人用PHS配備など導入済みの状況

<改革の主な効果>

- 会議開催に必要であったプロセス（会議室の確保、会議資料の印刷）が不要に
- 電子化により情報共有・資料管理が容易に（業務日程など執務参考情報を集約した局ポータルサイトの運用等）。また、印刷・コピーに要する費用・時間が減少
- 突発的なプロジェクト編成や業務量の季節変動に対応した柔軟な人員配置が可能に（書類や什器の移動が不要）
- テレワーク、テレビ会議の活用による場所に縛られない働き方が実現（特に複数のオフィスを持つ併任者の利便性向上に寄与）

<今後の課題・改善点（検討中）>

- 業務内容により必要なクローズな会議室・パーソナルスペースの構築
- 作業効率の観点からモバイル端末のみでなくデュアルモニターの設置
- 固定席でなくとも職員の顔と名前が一致するよう顔写真入り名簿の作成

6. 新たにBPRに取り組む業務

行政評価局業務（総務省）

<業務の概要と課題>

行政評価局の調査機能等を強化するために組織改編を伴う業務改革を実施。

調査を機動的に行うために、これまでは各都道府県に常駐していた調査要員をブロック機関に集中配置することとなるため、サテライトオフィスを活用した現地調査業務の新たな進め方を検討。

行政評価局では、各府省とは異なる立場から、各府省の業務の現場における実施状況を実地に調査し、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策を提示している。

国有財産管理業務（財務省）

<業務の概要と課題>

国有財産については、国が保有する必要があるものは適切に管理する一方、国として保有する必要のないものは処分している。また、国有財産に関する情報を広く国民に提供している。

近年、地域・社会のニーズに対応するため、保育所や介護施設向けに国有財産を提供するなど国有財産の有効活用を進めており、国有財産に関する業務が複雑化していることから、業務処理の迅速化・正確性の向上を目指して、業務の見直しを検討。

特殊車両通行許可業務（国土交通省）

<業務の概要と課題>

一定の大きさや重さを超える車両（特殊車両）を道路通行させる場合には、事前に道路管理者の許可を受けるように道路法で定められており、国（地方整備局等）、都道府県等の道路管理者はトラック事業者等からの申請内容を審査し、車両の通行を許可している。

近年、車両の大型化による申請件数の増加に伴い審査日数も増加しており、審査の迅速化が課題となっている。

<申請件数> H23：約24.5万件 → H27：約29万件（約1.2倍）

<審査日数> H23：約18日 → H27：約28日（約1.6倍）